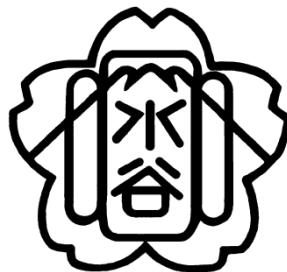


富士見市立水谷小学校

いじめ防止基本方針



～教師が、児童が、気力に溢れ、
真剣な眼差しと笑顔に満ちた学校～

＜学校教育目標＞

か し こ く
や さ し く
た く ま し く

令和7年4月(第7版)

I はじめに

本校では、「富士見市いじめ防止条例」「富士見市いじめ防止基本方針」に基づき、学校、家庭、地域が強い意識をもって、学校におけるいじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処)に取り組むため「富士見市立水谷小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

この基本方針では、子どもが安心して学び、人とつながり、伸び伸びと成長できる豊かな環境を整えるとともに、子どもが主体となり、自らの力でいじめ防止に取り組むことを目指していく。(いじめ防止対策推進法 第13条)

<富士見市いじめのない学校づくり子ども宣言> 小学生宣言

私たちは、全校児童が仲良く楽しく過ごせる学校をつくるために、相手の気持ちを考えた行動を心がけ、いじめのない学校を目指し、以下のことを宣言します。

○私たちは、いじめをしている人に「遊び半分で相手を傷つけるようなことはしてはいけない。」と注意します。

○私たちは、いじめられている人に「いつでも相談してね。一人でかかえこまないで。」と声をかけてあげます。

○私たちは、いじめを見ている人に「見ているのもいじめだよ。いっしょに助けてあげよう。」と言います。

○私たちは、お父さん、お母さん、先生たちに「子どもの変化に気づいて助けてください。」とお願いします。

私たちは、友だちのいいところを認め合い、いじめがなくなるまで、「いじめはだめだ。」とうったえ続けます。

平成25年11月16日

いじめのない学校づくり子ども宣言実行委員会

II いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

〈いじめの態様〉

- 1 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 5 金品をたかられる
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(文部科学省:児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

III いじめ防止等の基本理念

○いじめは、全ての児童生徒、どの学校にも起こりうるもので、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように対策を講じなければならない。

○全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるように育まなければならない。

○いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

IV いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法 第4条)

V 教職員の責務

- (1)教職員は、学校に在籍する子どもの保護者、市民等及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
- (2)教職員は、学校に在籍する子どもがいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。
- (3)教職員は、当該学校に在籍する子ども及びその保護者が安心して相談できる環境を整えなければならない。

VI いじめ防止等の取組

水谷小学校いじめ防止対策委員会の設置

学校がいじめに関する問題への対処をより実効的に行うため、いじめの防止等の対策の中核的な役割を担う組織を設置する。 (いじめ防止対策推進法 第22条)

校内組織

(1) 構成員

校長・教頭・教務主任（主幹教諭）生徒指導主任・該当学年担任

(2) 活動内容

- ①いじめ防止に関する情報共有
- ②学校の現状把握と、いじめ対策プランについての協議
- ③重大事態発生時の対応についての協議

(3) 開催

定例会…月1回(生徒指導教育相談委員会と兼ねる。)

臨時委員会

(1) 構成員

校長・教頭・教務主任（主幹教諭）・生徒指導教育相談委員会・学校運営支援者協議会委員(代表1名)・市教育委員会学校担当指導主事

(2) 活動内容

重大ないじめ事案の発生あるいは重大ないじめ事案につながる疑いのある場合に対応策を協議する。

(3) 開催

定例の生徒指導教育相談委員会で対応策が必要と認めたとき。

緊急に対応すべき事案が発生したとき。

<いじめの防止等の対策>

1 教育活動を通じた心の教育の充実

(1) 道徳教育の充実について【第15条第1項】

特別の教科道徳の時間の量的・質的充実はもとより、全教育活動を通して道徳的実践力を養う。特に、「時を守り、場を清め、礼を正す」から、①時刻・時間を守る②ぴかもく清掃・整理整頓③あいさつ・返事について、重点的に指導を行い、学校だけでなく、保護者や地域に呼びかけ、共通課題として取り組む。また、行動目標を具体的に示し、全職員で指導に当たる。

特別の教科道徳の授業を進めるにあたっては、絵カードを使ったわかりやすい授業や、ワークシートを活用し考えを深めさせる活動を推進する。特に、思いやりの心を育てる授業を重点的に取り扱う。また、家庭や地域と連携し、必要に応じて外部指導者を招聘するなど生きた資料を提供できるように工夫する。

①「子ども発、子ども着」の教育活動の推進

全教育活動において、『全ての教育活動は子どもたちのために』を合い言葉とし、一人一人を大切にする教育を実践する。

<ねらい>

全教育活動を通じて、言語活動を充実したり、教育相談的手法を活用したりして、道徳的実践力を身につけさせるとともに、『わかる授業』を実施し、一人一人のニーズに応じた支援を行う。

<具体的な取組>

- 言語環境を整備し、発言するときは、『です』『ます』をつけられるようにする。
- 授業のまとめは、自分の言葉でまとめられるようにする。
- 話し合い活動を充実し、お互いの意見を尊重できるようにする。

<いじめ防止に期待できる効果>

- 正しい言葉づかいをすることによって、落ち着いた学習環境を作ることができる。
- 自分の考えをまとめたり発表したりすることで、お互いのよいところに気付くことができる。
- 『わかる授業』を展開することで、学習に対する意欲を高め、居場所のある学級づくりをすることができる。

<評価指標>

- 『です』『ます』をつけて話している。
- 発言者を見て話を聞いている。
- 自分の考えをまとめたり、伝えたりしている。

②生徒指導部の方針

全教育活動を通じて、基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、関係各部と連携して児童理解に努める。

<ねらい>

児童理解に努め、総合的・計画的な取組のもと、教師と児童、あるいは児童同士の信頼関係を深め、心豊かな児童を育成する。

<具体的な取組>

- 「時を守り、場を清め、礼を正す」の励行など、結果が目に見える取組を推進する。
- 課題のある児童や問題行動の把握など、生徒指導上の情報共有と指導の一貫性を図るために定例生徒指導教育相談委員会を実施する。(各月1回)
- いじめに関するアンケート(学期2回)を実施し、児童理解に努める。

<いじめ防止に期待できる効果>

- 学年、学級で達成可能な目標に取り組むことにより、所属感を高めることができる。
- 児童理解や、生徒指導上の情報を共有することにより、いじめのきっかけとなることを予測し、未然に予防のための手立てをとることができる。
- いじめの要因を予め把握し、学年経営や学級経営に生かすことができる。

<評価指標>

- 「時を守り、場を清め、礼を正す」に加え、生活目標が達成できている。
- 正しい言葉づかいや、相手を気遣う言葉かけができている。

③基本的生活習慣を身につけさせるための方針

全学年、全学級が同じ行動目標に向かって取り組むことのできる基本的な生活習慣を取り上げ、成果が目に見える取組を基盤として、児童に『できた』という成就感を味わわせる。

<ねらい>

身につけさせるべき基本的な生活習慣の中から、結果の見えるものを重点的に取り上げ、『できた』という成就感を味わわせるとともに仲間意識を育てる。

<具体的な取組>

- 朝会や朝の会で啓発活動や評価をする。
- 教師による率先垂範により、児童の意識の向上を図る。

<いじめ防止に期待できる効果>

- 『できた』という満足感を味わわせることで、学年や学級での所属感を高め、みんなで協力していこうとする態度を養うことができる。
- あいさつを通じてコミュニケーション能力を高めることができる。
- もくもく清掃を通して、友だちと協力して活動しようとする意識を高めることができる。

<評価指標>

- 建物への出入り時に靴をそろえることができる。
- 他よりも先にあいさつをすることができる。
- もくもく清掃に意欲的に取り組み、校内の美化に努めることができる。

④道徳教育の方針

「礼儀」「思いやり・親切」に関わる道徳教育

<ねらい>

自分を見つめ、お互いを認め合える心豊かな児童の育成を推進する。

<具体的な取組>

- 特別の教科道徳の授業の充実(表現の機会の充実・場面絵やワークシートの活用)
- 他の教育活動や家庭・地域との連携(授業公開・ゲストティーチャーの活用)
- 思いやりの花
- 独自の教材の活用(彩の国生徒指導ハンドブック、富士見市の道徳教材の活用)

<いじめ防止に期待できる効果>

○様々な考え方につれて、自分を見つめると共に、相手のよさに気付くことができる。

○家庭や地域と関わりあうことで、豊かな人間関係を築くことができる。

○実践的な活動を通して、相手を思いやり、互いに認め合うことができる。

<評価指標>

○よりよいあいさつをしようとしている。

○相手のことを見て行動しようとしている。

(2) 体験活動の充実について【第15条第1項】

生活科や総合的な学習の時間に外部指導者を招聘し、経験豊かな人材と交流を深め、人に対する尊敬の念を育てる。また、さまざまな人たちと関わり合うことで、ノーマライゼーション教育の充実を図る。これらの体験から、自己を振り返り、自己の新たな可能性に気付くとともに、興味・関心を共有する仲間と協力して学習したり、教え合ったりすることで、自分も友だちも大切にできる児童を育てる。

①総合的な学習の時間・生活科の方針

児童の交流活動と体験活動の充実

<ねらい>

さまざまな体験活動を通して、協力したり助け合ったりする活動を活性化とともに、外部指導者の豊かな経験に触れることで、相手の気持ちを考えることのできる児童を育てる。

<具体的な取組>

○調べ学習での他学級とのグループ化

○発表における他学年との交流

○学校応援団の協力や地域人材（ゲストティーチャー）による体験活動

<いじめ防止に期待できる効果>

○様々な考え方につれて、自分を見つめると共に、相手のよさに気付くことができる。

○家庭や地域と関わりあうことで、豊かな人間関係を築くことができる。

<評価指標>

○よりよいあいさつをしようとしている。

○相手のことを見て行動しようとしている。

②特別支援教育の方針

児童の実態把握及び教員間の共通理解と具体的な支援

<ねらい>

児童や保護者等のニーズに合わせた支援方法を検討し実施する。

<具体的な取組>

○毎月の特別支援教育委員会において、児童の実態を共通理解する。

○児童・保護者のニーズに合わせた支援策を検討し支援員の協力を得て具体的な支援に当たる。

<いじめ防止に期待できる効果>

○学校全体で児童の様子を共通認識することができる。

○児童・保護者のニーズに合わせた支援を行うことで、それぞれの児童が達成感を感じ

ることにより、お互いの頑張りを認められる集団作りに生かすことができる。

<評価指標>

- 学校全体として、児童の実態把握を速やかにことができる。
- 適切な支援を通して児童の自信や達成感を育むことができる。

(3) 児童生徒が主体的に行う活動及び支援について【第15条第2項】

児童会の行事や運動会、清掃等で縦割り活動を充実させ、高学年のリーダーシップを育てるとともに、異学年との交流を深めることによって、豊かな人間関係づくりをする。また、自分たちで決めた集団のきまりを守ろうとする態度を育成することで、グループへの所属意識を高め、仲間を大切にしようとする心を育てる。

①特別活動の方針

児童の主体的な活動を支援し、自らいじめのない学校づくりを築こうとする意欲を高める。

(あいさつ運動・一年生を迎える会・全校遠足・わんぱくまつり・感謝の集い・6年生を送る会 集会)

<ねらい>

○児童会の行事等で縦割り活動を充実させ、異学年との交流を深めることによって、豊かな人間関係づくりをする。高学年には、集団での活動の中でリーダーシップを育て、下学年を思いやる心を育てる。また、グループ活動を通して、きまりを守ろうとする態度を育成し、所属意識を高めるとともに、仲間を大切にしようとする心を育てる。

<具体的な取組>

○児童一人一人にあいさつのめあてを考えさせ、活動後に振り返りをする。
○1~5年生の意見をきき、6年生が中心に計画を立てる。活動後には、振り返りをする。
(なかよしタイム・全校遠足・わんぱくまつり)

○1年生への歓迎の気持ちをこめて、会を行う。

○お世話になっている方々への感謝の気持ちをこめて、手紙や歌を贈る。

○6年生への感謝の気持ちをこめて、会を行う。

○いじめをなくすためにできることを話し合う。

○インターネットの使用ルールについて自己目標をたてる。

<いじめ防止に期待できる効果>

○異学年や地域の方との交流を深めることによって、豊かな人間関係づくりができる。

○グループへの所属意識を高め、仲間を大切にしようとする心を育てることができる。

<評価指標>

- さわやかなあいさつをしている。
- 縦割りグループで協力して活動している。
- 一年生をあたたかく迎えている。
- お世話になっている方々に感謝の気持ちをあらわしている。
- 6年生に感謝の気持ちをあらわしている。
- いじめをなくすために、自分に何ができるか考えている。

2 保護者・地域への情報発信

(1) いじめ防止を目的とした啓発活動について【第15条第2項】

学校だよりや学年通信等で学校の現状や学年・学級の現状について保護者や地域に情報提供する。学校の現状を知らせることで、発達段階や子どもの人間関係等によるタイムリーな関わり方を考察するとともに、学校と保護者、地域が同じ目線に立った支援を行う。また、いじめ防止対策推進法に関する情報提供を保護者会や学校公開日に行うことで、その主旨や重要性の理解を深める。さらに、学校や学年等の取組について広く広報し、学校や保護者の役割を明確化する。

啓発活動を推進することで、観点を明確にした校外での児童の様子について放課後児童クラブや学校関係者から情報を得、学校での指導に生かす。特に学校運営支援者協議会では、委員のそれぞれの立場から見た児童の実態について情報交換し、課題や支援のあり方について共通理解を図る。

また、思いやりの心を育てる（「思いやりの花をさかそう」、「いじめのない学校づくり子ども宣言」）取組を通して、児童の人権意識を高める。

(2) 保護者及び地域住民その他の関係者との連携について【第15条第2項】

学校公開日や授業参観等の学校行事以外にも、多くの保護者が教育活動に関われるよう、学校応援団を活性化する。多くの目で日常的に児童を見守り、学年・学級での子どもたちの人間関係を知ってもらうことで、教師と保護者との距離を縮め、実態認識の仕方を共通化する。このことにより、緊急の事態への対応がスムーズに行われることが期待できる。また、学校運営支援者協議会で、学校のいじめ防止に関する取組を提案し、地域住民や関係者に協力を依頼する。特に、社会常識やコミュニケーションに関する積極的な関わり（あいさつ等）を重視した協力を依頼する。また、放課後児童クラブ等の関係組織との情報交換を密にし、校外での児童の様子についても把握できるように努力する。「学校いじめ防止基本方針」について、学校説明会や保護者会等で地域や保護者に周知するとともに、子どもの様子や学校の教育活動を家庭や地域に発信し、学校・家庭・地域が連携していじめ防止に取り組む。

また、保護者、関係者アンケートによる実態把握を実施し、人を思いやる子どもたちが育っているか評価していただく。

①啓発活動の方針

保護者が学校に足を運びやすくなるよう、さまざまな教育活動に学校応援団や保護者が参加できる場を設けるとともに、学校だより、学年・学級だよりを通じて、学校や児童の様子を伝える。

＜ねらい＞

○学校の方針を明確にすることで、学校と保護者、地域が共通理解のもと、一体となつ

- ていじめ防止に取り組む。
- 学校の『見える化』を推進することで、日常的な学校の様子を保護者に直接見てもらえる場を提供する。
 - 学校の取組について、広く地域や保護者に知らせることで、協力を得る。
- <具体的な取組>
- 学校だより、学年・学級だよりの発行。
 - 学校応援団・保護者による教育的支援。
 - 学校運営支援者協議会の開催。
 - 生徒指導部・特活部を中心とした組織的な啓発活動。
 - 学年掲示板・水谷フォトの充実。
- <いじめ防止に期待できる効果>
- 日頃の学校の様子を保護者が直接見ることで、学校の取組や児童の人間関係等を知ることができる。
 - さまざまな組織や情報手段で啓発活動を行うことで、継続的・連続的な指導をすることができる。
- <評価指標>
- 児童アンケートや保護者評価により学校の取組が理解されている。
 - 学校運営支援者協議会において、関係者評価によりいじめ防止の取組が機能しているか第3者評価を得る。
 - 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価項目に位置づけ、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

3 いじめ問題等への対策に向けた研修の実施

(1) 計画的な教職員の研修の実施について【第18条第2項】

年に3回以上の生徒指導研修を行い、教職員のいじめ防止に関する研修を実施する。研修は、

- ①いじめ防止対策推進法の理解を深めること
- ②児童の実態把握及び日常的な指導に関すること
- ③校内指導体制、いじめ防止のための組織に関すること
- ④緊急事態のおきた場合の対応に関すること
- ⑤保護者や地域、関係機関との連携に関すること

に重点的を置き実施する。

① 生徒指導研修の方針

児童が『居場所』のある学校づくりをしていくための基本方針を共通理解し、全職員が一丸となって課題解決にあたる。また、非行・問題行動や不登校傾向にある児童の個別の支援の仕方について事例研修をし、指導力の向上を図る。さらに、教育公務員としての自覚を高めるため、教職員事故(特に人権に関わる内容)防止についての意識を高める。

<ねらい>

- 生徒指導上の諸課題について共通理解を深め、解決策を学ぶ。
- 事例研修を通じて、児童の多様な考え方に対応できるようにする。
- 非行・問題行動や不登校などの諸課題への取組について協議する。
- 規律ある態度を育成するための取組について協議する。
- いじめについての事例研修を行い、教職員の資質の向上を図る。

<具体的な取組>

- 月1回の定例生徒指導教育相談委員会を開催する。
 - 生徒指導全体研修を開催し、生徒指導上の問題の解決や指導力向上を図る。
 - 生徒指導・教育相談研修会に職員を派遣し、資質の向上を図る。
- <いじめ防止に期待できる効果>
- 組織的、計画的な生徒指導体制を整備することで、教職員が同じ視点に立った指導をすることができる。
 - 一人一人を大切にする指導を推進していくことで、児童が集団の中で『居場所』をつくることができる。
- <評価指標>
- 個に応じた支援(言葉かけや評価など)が適切にできている。
 - 学習規律や基本的な生活習慣が育っている。

4 子どもと向き合う時間の確保

校務分掌の見直しや研修の整理・精選、教材や指導案の共有化を図り、チーム学校として、児童生徒が担任のみならず、担任以外の教員にも相談できる体制づくりを推進する。

5 学校評価への位置づけ

「富士見市立水谷小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

6 その他、特に配慮が必要な児童への対応

特に配慮が必要な児童生徒(発達障害、外国籍の子ども、LGBTQ、性同一障害等)について、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

7 インターネットによるいじめの対応について【第19条第1項】

外部指導者を招聘し、IT機器の使用に関する指導を行うとともに、関連する学習が実施される場合は、授業参観を行い保護者にも協力を依頼する。また、保護者に対して管理するように啓発活動を行う。SNSなどでいじめ等の問題が発覚した場合には、必要に応じて関係機関に調査を依頼する。情報教育を推進する上では、情報モラルの習得を重点化し、児童の情報活用能力を高める。

①視聴覚教育・情報教育の方針

児童の情報活用能力を高めるとともに、情報端末の正しい使い方やネットいじめの防止など、情報モラルの向上を図る。

<ねらい>

- 情報活用能力を高めるために、情報端末の正しい使い方を身につけさせるとともに、それに伴った情報化社会の危険性について身につけさせる。

<具体的な取組>

- 一人一台支給されている端末の使い方を理解させる。
- インターネット等を活用した学習の中で、ネットモラルの向上を図る。
- 携帯端末等を利用する場合の危険性について児童に指導するとともに、保護者への啓発を行う。

<いじめ防止に期待できる効果>

- SNSトラブルなど、小学校在学中は、保護者が管理することで大きな問題になる前に発見できる。

<評価指標>

- アンケート等の情報から、ネットトラブルには巻き込まれていない。
- SNS等のコミュニケーションツールが正しく安全に使用されている。

8 新型コロナウィルスなどの感染症に関するいじめ防止

新型コロナウィルス感染症を理由とした不当な差別、偏見やいじめ、マスク着脱を強制するようなことがないように、担任が、紙芝居、パワーポイントを使って指導する。

<いじめの早期発見に関する取組>

1 定期的な調査等について 【第16条第1項】

いじめに関するアンケート調査を年6回実施し、いじめが疑われる事案があるときは、聞き取りによる調査を行う。調査の結果は、学年会や生徒指導教育相談委員会で集約し、情報を共有化する。また、いじめにつながる恐れのある事案が見られた場合には、必要に応じて関係する児童、保護者に対し聞き取り等の調査を行い、モデルに従って事案の収束にあたる。

2 児童生徒、保護者、教職員が相談できる体制整備について

【第16条第2項・第3項】

保護者との定期的な個別面談を年2回行い、児童の学校生活の様子や家庭での様子等の情報交換を実施する。また、日頃の児童の観察から変化の見られる場合は積極的に保護者へ連絡するとともに、関係する組織(生徒指導教育相談委員会、特別支援委員会)へ報告する。関係する委員会には管理職も加わり、今後の対策を協議する。

人間関係や発達段階による困り感が生じた場合には、担任による積極的な働きかけ以外にも、本郷中、水谷中から派遣されるふれあい相談員を活用するとともに、養護教諭や管理職によるカウンセリングを積極的に行う。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、学校教育課、教育相

談室、市立学校及び関係機関等との連携を、教育相談室を中心として強化することにより、児童生徒、保護者、市民等のいじめに対する教育相談体制を築く。また、その周知に努めることで、教育相談の充実を目指す。

各学級でのいじめについては、「いじめはどの学級でも起こる可能性のあるものである」という認識に立ち、学級の問題ではなく、学校としての問題として捉え、気になる事案が生じた場合にはすぐに関係組織や、学年主任、生徒指導主任、管理職に報告し、情報を共有する。

保護者や地域からの通報は、内容を真摯に受け止め、安心して相談できる環境を整えるとともに、必要に応じて関係機関（「子ども未来応援センター」）を紹介し、保護者の悩みに応えられる情報を提供する。

3 いじめを受けた児童等の教育を受ける権利等、擁護する体制について 【第16条第2項・第3項】

加害者には毅然とした態度で指導を行うとともに、保護者にも事実関係を伝え、再発防止に努める。加害者には必要に応じて関係機関の指導の下、特別な措置が必要な場合もある。

被害者は、精神的、肉体的な苦痛を受けたことにより、不信感や不安が残ることが考えられる。一刻も早く集団生活へ復帰できるように学級担任は学級経営の見直しを行うとともに、再発防止策を提案する。また、二次的ないじめが発生することのないよう児童観察を強化する。被害児童には、安心して登校できるよう、専門家によるカウンセリング等を行ったり、養護教諭や支援員などの人材を活用したりしながら、不登校を起こさないように細心の注意を払う。集団生活に不安を感じている期間は、保健室登校や相談室登校などで教育を受ける機会を保障する。

<いじめへの対処に関する取組>

1 いじめの通報等の義務について 【第23条第1項】

いじめにつながる恐れのある事案が発生した場合は、速やかに校内委員会や管理職に報告するとともに、対応について指示を受ける。必要に応じて学年主任等関係職員及び管理職と協議し、学校全体として対応策を検討する。

いじめのきっかけとなりそうな課題を抱えた児童については、予め校内委員会に報告し、定期的に状況報告をするとともに、必要に応じて特別な措置を行う。

また、予め予測のできなかった事案や、突然生じたいじめに対しては、事実確認を速やかに行い、逐次管理職に報告するとともに、対応について指示を受ける。

2 いじめの事実の確認及び教育委員会への報告について

【第23条第2項】

重大ないじめの事実を確認した場合や、事案が早期(1週間以内)に解決に至らなかった場合は教育委員会に報告する。

- ①事実関係が1週間以上明らかにならず、いじめが継続している場合。
- ②加害者、被害者ともいじめの事実を認識し、正誤に関わらず情報が拡大している場合。
- ③いじめが主訴となる欠席が3日以上継続した場合。
- ④いじめが発覚した時点ですでに重大な事案に発展していた場合。
- ⑤いじめが犯罪行為に発展する恐れ、あるいは発展した場合。
- ⑥外部のからの通報により、校内でのいじめと確認された場合。
- ⑦校内組織のみでの解決ができないと判断された場合。
- ⑧校長が報告の必要があると判断した場合。

3 いじめの確認があった場合、いじめをやめさせ、再発防止のため関係機関の協力を得て、いじめを受けた児童等とその保護者への支援、いじめを行った児童等への指導とその保護者への助言について

【第23条第3項】

いじめを認知した場合は、すぐに関係組織及び管理職に報告するとともに、対応について指示を仰ぐ。担任はいじめの事実として行われている行為をなくすことを最優先課題として取り組み、管理職の指示により必要に応じて特別な措置をとる。いじめの因果関係や関係する児童の人間関係についての調査や、いじめの全体像の把握については、関係職員や管理職が連携し、組織的に行うとともに、必要に応じて専門機関の指示を仰ぐ。いじめの事案については時系列で事実関係を整理し、加害児童及びその保護者、被害児童及びその保護者に事実確認を行うとともに、事例として保存する。

校内いじめ防止推進委員会は、指導方針を策定し、関係児童及び保護者に開示するとともに、学校や関係機関と連携を図りながら問題の解決及び再発防止に努める。

また、当該事案が解決に至った後も追跡調査を行い、いじめの再発がないか常に状況把握に努める。

4 いじめを受けた児童等が安心して教育が受けられる措置について

【第23条第4項】

いじめを受けて学校生活に不安を抱えている児童の思いを最優先に考え、いじ

めの加害者との関係が正常化するまでは保健室や相談室でカウンセリングを含めた個別支援を行う。本人が所属学級での学習を希望し、加害児童との交流をしばらくしたくない場合は、加害児童側に問題解決を含めた個別の支援を行う。ただし、二次的ないじめが発生することのないように、お互いの関係を修復するための指導を継続的に行う。加害児童に対する成長支援の観点から、被害児童の希望に関わらず、加害児童が抱える問題を解決するための支援に努める。

5 いじめを受けた保護者といじめを行った保護者間で争いが起きないように、いじめの情報を共有する措置について 【第23条第5項】

いじめのあった学級及び学年担任は、関係する職員との連携をとりながら事実確認を行う。事実確認の際は、該当児童のいる学級担任一人で行わず、複数で行うことを原則とする。その際、記録を必ずとり、加害者側と被害者側の主張に食い違いが起きないよう配慮する。また、いじめの発端となる行為が被害者側にあると考えられる場合は、その行為といじめの問題を分けて処理することが望ましい。

事実関係を保護者に伝える場合は、管理職の立ち会いのもと、被害者側と加害者側を同時にを行い、事実関係のみを伝える。被害者側の保護者からの意見は真摯に受け止め、今後の指導については個人の考えは伝えず、学校としての取組について伝えるようにする。特に、いじめの発端となつた行為が被害者側にあると考えられる場合は、被害児童の不安が解消されるのを待ち、再発防止のための手立てとして個別指導をしていく。

6 いじめが犯罪行為の場合について 【第23条第6項】

加害者に明らかな重大な過失が認められる場合や、被害者の心身に重大な被害がもたらされていると判断された場合は、直ちに被害者の安全確保をする。緊急性のある場合は、事実確認した教員と管理職が協議し、警察等の関係機関に指導を仰ぐなどの措置をとる。緊急性の認められない場合は、いじめ対策の手順にそって事実確認を行い、関係機関の指導を受けながら犯罪にあたる行為であるかどうかを慎重に判断し、対応する。

*いじめの解消とは

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

VII 重大事態の対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

『生命、心身または財産に重大な被害』について

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合など

(国のいじめの防止のための基本方針参照)

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

『相当の期間学校を欠席』について

- ・不登校の定義に踏まえ年間30日を目安とする
- ・30日に達していなくても一定期間、連續して欠席している場合

(国のいじめの防止のための基本方針参照)

『相当の期間学校を欠席』していない場合でも児童等や保護者から申立てがあった場合

(国のいじめの防止のための基本方針参照)

(いじめ防止対策推進法第28条)

VIII 重大事態の発生と調査

1 重大事態の調査及び情報提供について【第28条第1項・第2項】

重大事態と判断される事例が発生した場合は、緊急にいじめ防止対策委員会を招集し、事実確認のための臨時調査の必要性について協議するとともに、対応策について協議する。調査が必要と認められた場合は、教育委員会の指示のもと、該当学年の児童及び関係保護者に関連する事項について早急に調査を行い、調査報告を作成するとともに、教育委員会に対応について指示をうける。

2 教育委員会への報告について【第30条第1項】

児童がいじめにより心身または財産に重大な被害が生じた場合及び長期の欠席(3日以上)がある場合には、すぐに教育委員会に報告し、指示を仰ぐ。

IX その他いじめの防止等のための重要事項

1 学校基本方針の見直し

水谷小学校いじめ防止基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているかを学校評価及び関係会議において検証する。その際『評価指標』によって評価し、必要に応じて見直すこととする。特に、学級におけるいじめ防止のプランについては、適宜再検討し、児童の実態に即したプランニングを心がける。

また、保護者や地域および学校関係者の協力を得ていじめを防止していく観点から、広く意見を聞き、適宜加除修正を加える。

現代社会の変化に合わせていじめ防止の指導方針を柔軟に取り入れ、富士見市「いじめ防止基本方針」の改定等に準じて、改訂作業を行う。

2 いじめ防止に関する年間の取組

月	生徒指導部	教育相談部	道徳部	特活部	特別支援教育部	生活科・総合的な学習部	情報教育部
4月	組織作り 校内研修 いじめ防止基本方針の見直し		指導計画作成	1年生をむかえる会 全校遠足		『がっこうだいすき』(1年) 2年生に学校を案内してもらう 『学校たんけん』(2年生) 1年生を案内 ※総合的な学習の時間については、3～6年生のテーマ別に行うため、割愛。	ネットモラルのオリエンテーション（全学年） ネットいじめの指導（全学年）
5月						『ヤゴとり』(2年)	コンピュータの使い方の指導(全学年)
6月	『いじめに関するアンケート』の実施(児童向け)	教育相談室巡回相談				環境センター見学（4年） 保護者の引率依頼 水谷博士 DAY サイン大作戦（1年）	
7月							
8月	校内研修				校内研修		
9月	『いじめ・虐待に関するアンケート』の実施(児童向け)			あいさつ運動 わんぱくまつり		『町たんけん』(2年)	
10月	『いじめに関するアンケート』の実施(保護者)	教育相談室巡回相談		あいさつ運動 あいさつ名人		町探検地域のお店訪問(2年) 水谷博士 DAY	
11月	『いじめに関するアンケート』の実施(児童向け)		公開授業(学校公開)	感謝の集い		『みんなでつくろうフェスティバル』(2年) 1年生を招待	

12月							
1月	『いじめ・虐待に関するアンケート』の実施(児童向け)	教育相談室巡回相談		あいさつ運動 いじめのない学校をつくろう(行動宣言)		『昔遊び』(1年) 自分の将来を見つめよう(6年)	携帯安全教室(5年) 社会『情報化した社会と私たちの生活』5年) 社会『ゆるやかにつながるインターネット』(5年)
2月	いじめ防止基本方針の見直し			あいさつ運動		『あたらしい1年生をしようたいしよう』(1年) 明日ヘジャンプ(2年) 幼・保の子どもを招待 水谷博士 DAY	
3月	校内研修 『いじめ・虐待に関するアンケート』の実施(児童向け)		全体計画・年間計画の見直し(「彩の国の道徳」「わたしたちの道徳」と関連づけて)	6年生を送る会		『すばらしい卒業』(6年) 交流学習 保護者を招いて発表	
定例	生徒指導教育相談委員会月例会 生活目標の啓発・評価	生徒指導教育相談委員会月例会		なかよしタイム (縦割り遊び)	定例特別支援教育委員会		情報活用能力の育成



いじめ防止アクションプラン

富士見市立水谷小学校

笑顔のふれ合う楽しい学校

子どものアクション

○明るく楽しい学校に！

- ・「いじめのない学校づくりり子ども宣言」の周知徹底
- ・よい子の約束を守る。
- ・ていねいな言葉づかいの励行。

○児童会による運動

- ・あいさつ運動で、思いやりの心を育てる。
- ・思いやりの心を育てる「思いやりの花をさかそう」の取り組み。
- ・たてわり活動での人間関係づくり。

○感謝の集いの実施

家庭や地域と連携したアクション

- ・学校評価アンケート調査(人を思いやる子どもたちが育っている)による実態把握。
- ・学校応援団による支援や見守り体制。
- ・保護者・地域・協力団体による計画的な見守り活動。
- ・町会によるパトロールの実施。
- ・全家庭への生活チェックカード(学期1回)の実施。
- ・学校運営支援者協議会の活性化

教職員のアクション

○指導体制

- ・学年会での情報交換と支援体制の共通化
- ・生徒指導教育相談委員会の実施(月1回)。
- ・生徒指導研修会の実施(学期1回)。
- ・関係機関との連携。
- ・対策委員会(校長・教頭・教務主任(主幹教諭)・生徒指導主任・該当学年担任)の設置。
- ・規律ある態度の育成。

○教育相談体制の充実

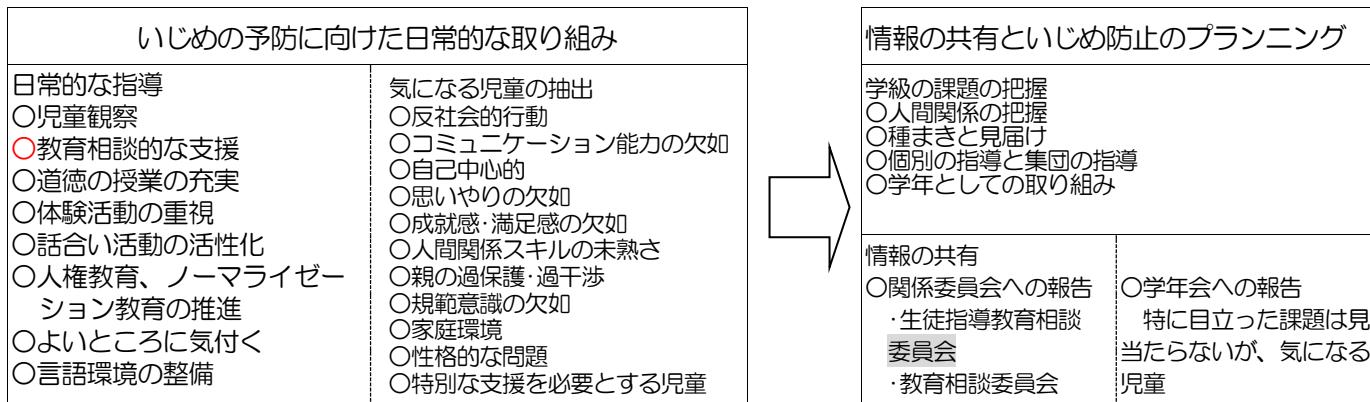
- ・定期的なアンケートの実施。
- ・保護者との連携(個別対応:子どもたちのよいところを伸ばす視点で)
- ・ふれあい相談員の活用。

○教職員の意識改革

- ・いじめを見逃さないための教職員研修の充実
- ・児童を大切にするために、呼名時には「さん」をつけるなど、名前の呼び方に気をつける。

富士見市立水谷小学校いじめ対策プロセス

富士見市立水谷小学校



いじめのサイン

- ①表情や態度
沈んだ表情。口を開きたがらない。わざとはしゃぐ。ぼんやりした状態でいる。視線を合わせるのを嫌う等
- ②服装
シャツやズボンが破れている。ボタンがとれている。服に靴の跡がついている等
- ③身体
顔や体に傷やあざができている。マジックで身体へのいたずら書き。登校時に身体の不調を訴える。顔がむくんでいたり青白かったりする等
- ④行動
ぼつんと一人でいることが多い。急に学習意欲が低下。忘れ物が多くなる。特定のグループと行動するようになる。使い走りをさせられる。プロレスの技を仕掛けられる等
- ⑤持ち物
持ち物がしばしば隠される。持ち物に落書きされる。必要以上のお金を持っている等
- ⑥周囲の様子
人格を無視したあだ名をつけられる。よくからかわれたり無視されたりする等。

『いじめの疑いがある』または『いじめの事実がある』場合の対応

- 被害児童の救済
○安全を確保する。
○精神的・肉体的苦痛を排除する。
○教育を受ける権利を保障する。
○必要に応じて関係機関との連携を図る。(医療機関・教育相談・警察)
○居場所の確保

- 原因究明と解決
○聞き取り調査。
○関係者を明らかにする。
○いじめの内容
○因果関係の究明
○いじめの原因となった問題の解決
○いじめの解消にむけての協議
○いじめ解消に向けての取組

- 関係児童への指導
○加害者
いじめは絶対に許されない行為であることを徹底する。
○観衆
はやし立てたり、おもしろがったりする行為も加害者と同じであることを指導する。
○傍観者
見て見ない振りをすることが、重大ないじめにつながることを指導する

これらの事案が発生した場合は、校内いじめ防止対策委員に学校運営支援者協議会代表を加え、対応策を協議する。

重大事案への対応

- 重大事案の判断
○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

- 保護者への連絡・助言
○いじめの事実の確認
○いじめの原因といじめの事実を分ける。
○保護者間のトラブルが起きないように配慮する。

- 関係機関への連絡
○教育委員会
·事案の報告
·指示を仰ぐ
○警察
·犯罪の疑いがあるか相談

- 臨時いじめ防止対策委員会の開催
○情報の共有
○収束に向けた協議
○報告書の作成
○再発防止への協議

- 再発防止に向けた取組
○発生から収束までの報告書の作成
○事例研修会の開催
○全学級でのアンケート調査
○情報公開と再発防止策の発信

学年・学級のいじめ防止に関する取り組みの見直し

